

大分県マスコットキャラクター「めじろん」着ぐるみ等貸出要綱

1 目的

大分県マスコットキャラクター「めじろん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）、
「めじろん」のエア着ぐるみ（以下「エア着ぐるみ」という。）及び、めじろんダンスの
CD・DVD（以下「CD等」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

2 貸出物品

別表の「貸出物品」欄に掲げる物品を同表の「貸出機関」欄に掲げる貸出機関において貸し出す。

3 貸出方法等

- (1) 着ぐるみ、エア着ぐるみ又はCD等（以下「貸出物」という。）の借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。ただし、県職員で、企画振興部広報広聴課から借り受ける場合は、eオフィスシステムの会議室予約に必要な事項を入力することで提出に代えることができる。
- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受希望者に対して貸出物を貸し出す。なお、貸出期間が重複する複数の申込があった場合は先着順とする。
 - ア 大分県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - イ 貸出物を正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - エ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - カ 貸出物を営利目的で使用するおそれのあるとき。ただし、広報広聴課長が別に定める場合を除く。
 - キ その他、貸出機関が貸出物の使用について不適當であると認めるとき。
- (3) 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として貸出機関から貸出物を直接受け取るものとする。また、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。なお、貸出期間の初日及び最終日は開庁日とすること。
- (4) 貸出しに伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。
- (5) エア着ぐるみ貸出しの際は、原則として貸出機関の職員が使用場所に同行し、着脱を含む補助を行う。

ただし、職員が同行できない場合は、受け渡し時に、エア着ぐるみに付属する「取扱説明書」を使用し、次の各号を説明する。

 - ア 基本的な使用方法
 - イ エア着ぐるみ着脱方法（初めて借受する者には必ず実際に着脱を行い説明すること）
 - ウ 充電器の使用方法及びバッテリーに関する注意事項
 - エ 機器動作不良時の対応方法
 - オ 損害賠償
- (6) 着ぐるみ又はエア着ぐるみの貸出しは、1行事につきいずれか1体とする。

4 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

5 貸出料

貸出料は、無料とする。

6 損害賠償

借受者の不注意により貸出物を破損又は汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

7 貸出機関の責任

貸出物の使用により借受者が受けた被害及び借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

8 その他

(1) 借受者は、第三者に転貸してはならない。

(2) 借受者は、着ぐるみ又はエア着ぐるみの着用及び使用後の手入れ等については別紙の「注意事項」により取り扱わなければならない。

なお、エア着ぐるみについては、付属の「取扱説明書」にも留意すること。

(3) その他貸出にあたり疑義が生じた場合は、その都度貸出機関と協議すること。

9 施行期日

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別 表

貸出物品	規格等	貸出機関	(エア)着ぐるみ所有数量
着ぐるみ	本体、ズボン、靴、手袋	企画振興部広報広聴課	2体
エア着ぐるみ	本体、ベスト、バッテリー、充電器	企画振興部広報広聴課、振興局地域振興部（中部振興局を除く）、県外事務所	貸出機関毎に1体
CD等	めじろんダンスのCD・DVD ※著作権フリーのためダビング可能	企画振興部広報広聴課、振興局地域振興部（中部振興局を除く）、県外事務所	-

殿

団体等名

代表者名

印

借受申請書

大分県マスコットキャラクター「めじろん」着ぐるみ等貸出要綱に基づき申請します。

目 的 (注1)			
使用場所			
貸出期間 (注2)	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
申請者 (担当者)	住所	〒 _____	
	所属		
	職氏名		
	TEL		
借受アイテム	①めじろん着ぐるみ		体
	②めじろんエア着ぐるみ		体
	③めじろんダンス	CD DVD	枚 枚
使用状況 公表の可否 (注3)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		
備考			

(注1) 使用するイベント等の概要がわかる資料を添付してください。

(注2) 貸出期間の初日及び最終日は開庁日としてください。

(注3) 写真等データの提供をお願いする場合があります。

提供していただいたデータは県の広報活動に利用することがあります。

※収集した個人情報に関しては、上記申請手続き以外の目的では使用しません。

「注意事項」

- 1 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン等の着用をすること。
- 2 着ぐるみの中は、かなり暑くなるため、十分な暑さ対策をすること。
- 3 当日の会場、天候及び体調等を十分に考慮し、無理のない着用をすること。
- 4 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- 5 マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 6 着ぐるみを着用すると視界が狭くなるので、安全対策のため、必ず補助者をつけること。
- 7 使用後は、消臭スプレー等を使用し、手袋、ズボンは裏返しにして、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 8 着ぐるみが型くずれしないよう、置き方には十分注意すること。
- 9 着ぐるみの構造上、165cm以下の方が着用するのがめじろんが可愛らしく見えます。